

事 務 連 絡  
平成 29 年 5 月 29 日

各保険医療機関 開設者 様

北海道厚生局医療課

ニコチン依存症管理料の再度の届出について

平成 28 年度診療報酬改定において経過措置が設けられた施設基準及びその届出に関する手続きについては、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 2 号）等により示されているところですが、平成 29 年 7 月 1 日以降も引き続きニコチン依存症管理料を算定する場合は、当該基準に係る過去 1 年間の実績（実績期間については、別紙参照。）を記載の上、再度届出する必要があります。

つきましては、貴保険医療機関の届出の内容を今一度ご確認の上、届出漏れ等が生じないように、取扱いについて遺漏なきようお願い致します。

なお、すでに必要な届出を行っている保険医療機関は、再度の届出は不要です。

また、平成 29 年 7 月 1 日以降、当該管理料を算定しない場合は、当該施設基準の辞退の届出を行っていただきますよう併せてお願い致します。

期限 : 平成 29 年 7 月 3 日（月曜日）（必着）

**※平均継続回数に関わらず、引き続き算定する場合は、再度届出が必要です。**

【お問い合わせ・提出先】  
札幌市北区北 7 条西 2 丁目 15 番 1  
野村不動産札幌ビル 2 階  
北海道厚生局医療課  
（電話 011-796-5105）

① 平成 28 年 3 月 31 日において現に当該点数を算定していた保険医療機関

実績期間 … 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

② 平成 28 年 4 月 1 日以降に新規で届け出た保険医療機関

実績期間 … 前年 4 月 1 日から当年 3 月 31 日まで

ただし、年度途中の場合は、

… 当該届出により算定を開始した月から翌 3 月まで

必要書類（正副 2 通）

- ・別添 2（特掲診療料の施設基準に係る届出書）
- ・様式 8（ニコチン依存症管理料の施設基準に係る届出書添付書類）
- ・様式 4（〔ニコチン依存症管理料〕に勤務する従事者の名簿）  
（北海道厚生局ホームページよりダウンロードできます。）

[http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/shinsei/shido\\_kansa/shitei\\_ki\\_jun/tokukei\\_shinryo.html](http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/shinsei/shido_kansa/shitei_ki_jun/tokukei_shinryo.html)

（北海道厚生局ホームページ>申請等手続き>施設基準の届出等>特掲診療料の届出一覧）

（参考）

○特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 2 号）（抜粋）

別添 2 の様式 8

〔記載上の注意〕

- 1 「5」については、平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日までの実績分については、記載が無くても差し支えない。ただし、その場合については、平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日までの実績を記載の上、再度届出を行う必要がある。
- 2 「5」について、実績のない保険医療機関が新規で届け出る場合、届出時点においては記載不要だが、過去 1 年間における実績ができ、引き続き算定する場合は、「5」を記載し再度届出を行う必要がある。
- 3 実績期間は、前年 4 月 1 日から当年 3 月 31 日までの期間とする。ただし、新規の届出を年度途中で行う場合は、当該届出により算定を開始した月から翌 3 月までの期間における実績をもって、翌年度 7 月以降に算定する所定点数を判断する。